

(案)

米子市子どもの読書活動推進ビジョン
(第4次計画)

令和4年3月
米子市教育委員会

一 目 次

はじめに	… 1
第1章 計画の策定に当たって	… 2
1 子どもの読書活動推進の理念	… 2
2 子どもの読書活動を取り巻く状況	… 2
3 計画策定の目標・位置付け	… 3
3.1 計画策定の目的	… 3
3.2 計画策定の位置付け	… 3
4 計画の対象、期間及び進捗状況管理	… 4
4.1 計画の対象	… 4
4.2 計画の期間	… 4
4.3 計画の進捗状況管理	… 4
第2章 第3次計画の取組状況と課題	… 5
1 家庭の取組と課題	… 5
2 地域の取組と課題	… 5
2.1 市立図書館の取組と課題	… 5
2.2 児童文化センターの取組と課題	… 8
2.3 子育て支援センターの取組と課題	… 9
2.4 なかよし学級（放課後児童クラブ・学童保育）・児童館の取組と課題	… 9
2.5 公民館の取組と課題	… 10
3 学校等の取組と課題	… 10
3.1 学校の取組と課題	… 10
3.2 幼稚園・保育園・認定こども園の取組と課題	… 11
4 支援が必要な子どもたちへの取組と課題	… 11
第3章 家庭・地域・学校等における推進のための具体的方策	… 13
1 家庭における子どもの読書活動の推進	… 14
2 地域における子どもの読書活動の推進	… 15
2.1 市立図書館における読書活動の推進	… 15
2.2 児童文化センターにおける読書活動の推進	… 17
2.3 子育て支援センターにおける読書活動の推進	… 17
2.4 なかよし学級（放課後児童クラブ・学童保育）における読書活動の 推進	… 18

2.5 公民館における読書活動の推進	…18
3 学校における子どもの読書活動の推進	…19
4 子どもの読書活動に関わる人材の育成	…20
5 子どもの読書活動推進への理解・普及啓発	…21
6 子どもの読書活動推進へのＩＣＴの活用について	…22
付録（用語説明）	…23
資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律	…27
資料2 文字・活字文化振興法	…29
資料3 米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会設置要綱	…30
資料4 図書館法	…32
資料5 学校図書館法	…36

はじめに

子どもの読書活動は、生涯にわたる人間形成の基礎となる重要な役割を持っている。言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的に読書環境の整備、推進をしていくことが必要である。

平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律(平成 13 年法律 154 号)」が成立した。平成 14 年 8 月には、この法律に基づき、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画である「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定した。

国においては、平成 30 年 4 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本な計画（第四次計画）」を策定した。これを受け鳥取県は、「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン（第 4 次計画）」を策定し、子どもの読書活動の取組や方向性を示した。

国や鳥取県の考え方を踏まえて、米子市では、平成 18 年度に「米子市子どもの読書活動推進ビジョン」を策定した。その後、平成 24 年度に、「米子市子どもの読書活動推進ビジョン（第 2 次計画）」を策定し、平成 29 年度には、「米子市子どもの読書活動推進ビジョン（第 3 次計画）」した。

令和 3 年度は、第 3 次計画策定から 5 年目の年であり、次期計画の策定に向けて検討を行う時期を迎えていることを踏まえて、第 3 次計画の成果、課題、諸情勢の変化を検証し、改めて施策の方向性を示すとともに、近年、急速な勢いで I C T 機器を利用した新しい形の読書が普及し始めてきたことを受けて、I C T 機器を活用した読書活動についても明記をした。

今後は、第 4 次計画が米子市における子どもの読書活動の推進に一層意義のあるものになるよう、計画に基づき家庭、地域、学校等をはじめとする関係機関と連携しながら各施策を展開していきたいと考えている。

令和 4 年
米子市教育委員会

第1章 計画の策定に当たって

1 子どもの読書活動推進の理念

国は、「子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律154号)」において、読書活動の推進に関する基本理念を制定され、国、地方団体は、積極的に環境整備を進めていく責務を明らかにしている。

「子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであること」とし、「全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう環境の整備を積極的に推進されなければならない」と謳っている。

2 子どもの読書活動を取り巻く状況

我が国においては少子高齢化の進展に加え、人口減少社会の到来という歴史的な転換期を迎える、核家族化とも相まって、家庭や地域において子どもたちの成長を支える基盤が弱くなってきた。

電子書籍元年と言われた平成22年以降、スマートホンやパソコンをはじめとするICT機器を利用した新しい形の読書が普及し始めてきた。以前は、メール、インターネット、SNS(Social Network Service)の利用が子どもの読書離れの要因の一つと指摘されてきた。ICT機器の普及がめざましく、子どもたちがICT機器を利用する時間は、増加傾向にある。あらゆる分野の多様な情報に触れることができ容易になる一方で、視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、文章の構造や内容を的確に捉えながら読み解くことが少なくなってきた。

このような状況の中、国では、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)を制定した。この法律は、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とするものである。また、平成14年8月には、この法律に基づき、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画である「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定した。さらに、平成20年3月に第二次基本計画、平成25年5月に第三次計画を策定した。平成30年4月には第四次基本計画を策定し、現在に至っている。

これを受け鳥取県は、「鳥取県教育振興基本計画」を定め、「自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり」を基本理念として教育施策の推進に努めるとともに、子どもの読書活動の推進については、「子どもの読書活動推進ビジ

ヨン」（第1次：平成16年度から平成20年度、第2次：平成21年度から平成25年度、第3次：平成26年度から平成30年度、第4次：平成31年から令和5年度）を策定し、積極的に様々な取組を行ってきた。

米子市では、国や鳥取県の考え方を踏まえ、平成18年度に「米子市子どもの読書活動推進ビジョン」を策定し、その後、平成24年6月には第2次計画、平成29年3月に第3次計画を策定した。

3 計画策定の目的・位置付け

3.1 計画策定の目的

子どもにとっての読書活動は、子どもが成長していく上で必要な読解力、想像力、思考力、表現力等を育み、心を豊かにし、自己を形成する上で、欠くことのできないものである。

教養、価値観、感性などを豊かにするなど、人間形成にも大きな役割を持っている。このように、計り知れない価値を持っている子どもの読書活動は、幼い頃から習慣化することが大切である。

そのためには、子どもの保護者や周囲の大人が読書の重要性を理解し、関わっていくことが必要となる。すべての子どもがいろいろな場所や機会において、自主的、自発的に取組むことができる子どもの読書活動を、米子市全体として取り組んでいく。米子市では、次の4項目を基本目標として、子どもの読書活動を推進することとする。

- (1) 家庭・地域・学校・幼稚園・保育所・認定こども園における子どもの読書活動の推進
- (2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実
- (3) 子どもの読書活動に関わる人材の育成
- (4) 子どもの読書活動推進への理解・普及啓発

3.2 計画策定の位置付け

平成24年10月に、米子市教育委員会が策定した、「米子市教育振興基本計画」においては、「ふるさとに学び 未来へつなぐ 学びのあるまち米子」というを目指すべき教育理念のもと、その中で4つの基本目標の一つに、「学ぶ楽しさのあるまち」を掲げ、さらに基本施策として「子どもの読書活動の推進」を定めている。

4 計画の対象、期間及び進捗状況管理

4.1 計画の対象

本計画では、おおむね 18 歳以下の全ての子どもを対象とする。

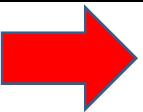
4.2 計画の期間

本計画は、令和 4 年度を初年度とし、令和 8 年度を目標とする、5 年の計画とする。ただし、計画期間中であっても、子どもの読書環境の変化、社会経済状況の変化、市民のニーズ、国や鳥取県の動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

4.3 計画の進捗状況管理

第 3 次計画までは、計画の最終年度に「調査、点検、評価」を行った後に次計画の策定準備をしていた。本計画では、初年度から毎年「チェック」の工程を行い、目標に向けた取組を進める。

【計画のスケジュール】

	R3 年度 (目標年度)	R4 年度 (初年度)	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度 (目標年度)
米子市子どもの読書活動推進ビジョン (第4次計画)		  				   

第2章 第3次計画の取組状況と課題

第3次計画の取組状況等について、市立図書館をはじめとして家庭や地域における子どもの読書活動の推進を図るために4つの施策ごとに総括し、第4次計画の取組に反映させることとする。

1 家庭の取組と課題

特に家庭では、保護者の子どもの読書への関わり方が子どもの読書活動へ影響を与える。また、乳幼児期は、大人の子どもへの語りかけや、絵本の読み聞かせなどによって親子の絆が深まり、本と親しむことによって、子ども読書活動の基礎がつくられていくので、子どもの発達段階に応じて読書に親しむ機会を提供することが読書活動の推進において重要である。

子どもが読書習慣を身に付けるには、乳幼児期から日常的に本と親しむことがとても大切である。幼少期から絵本に親しむ機会が少ないなどの理由から読書習慣が身につかないまま成長し、読書離れとなる場合も多いため、保護者や周囲の人が読書の重要性を理解し、積極的に関わっていく必要がある。また、塾や習い事などによって、家庭で時間のゆとりをもって過ごすことが減少傾向にあることも心配される。

これまで、メール、インターネット、SNSの利用が子どもの読書離れの要因の一つだという認識であったが、平成22年以降は、スマートホン、パソコン等のICT機器を利用した電子書籍といった新しい形の読書が急速に進展してきた。子どもたちが、ICT機器を利用する時間が増加をしてきていることから、第3次計画以前では、ノーメディアデーの取組を行っていたが、近年、急速に普及している電子書籍を読書活動の推進に活用することも検討課題である。

2 地域の取組と課題

2.1 市立図書館の取組と課題

市立図書館は、読書の専門機関であり、積極的な読書活動計画の推進・支援が求められている。

	取組状況	
(1)	レファレンス、読書相談に積極的に対応した。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館からのレファレンス件数(小・中合計) H29…909 件 H30…801 件 R1 …810 件 R2 …895 件
(2)	図書館ガイダンスとして、図書館の使い方、本の調べ方などの説明に努めた。	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット配布及びホームページに利用案内を掲載 ・子ども用の利用案内パンフレットを見学に来た小学生に配布
(3)	ヤングアダルトコーナーを充実させるとともにホームページ上で推薦図書の紹介を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングアダルトコーナー図書数 H29…3,720 冊 H30…4,013 冊 R1 …4,403 冊 R2 …4,776 冊 ・「中学生・高校生の本 100 選」をホームページ上で紹介
(4)	移動図書館車の巡回及び貸出文庫によって市内全域へのサービスに努めた。	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回コース（駐車場数） H29 実績…4 コース（17 か所） R3 現在…4 コース（17 か所） ・個人貸出冊数（年代別の詳細データがないため総数表記） H29…12,137 冊 H30…10,546 冊 R1 …10,430 冊 R2 …10,179 冊
(5)	創意工夫した子ども向け行事を開催し、本に親しむ機会をつくった。	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県ジュニア司書養成講座 ・こどものための論語教室 ・POP コンテスト ・西部地区小中学校研究発表会 ・各種おはなし会 ・ぬいぐるみおとまり会 ・「ふるさと米子探検隊」の発行 ・小学生の館内見学の受入れ
(6)	子ども読書に関する講演会、講座などの事業を開催した。	(H29) くすのきしげのり氏講演会 (H30) しまだようこさん親子講演会

		<p>(R1) しまだようこさんクリスマスおはなし会</p> <p>(R2) 開館 30 周年記念講演会「子どもとともに絵本の時間」</p> <p>(R3) いわむらかずお講演会「絵本づくり 50 年」</p>
(7)	他市町村の図書館、学校、幼稚園、保育所、児童文化センターなどの子ども読書活動に関わる関連施設との情報交換及び連携を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県公共図書館協議会などの場で情報交換 ・学校図書館教育研究会（学校教育課主催）に参加協力 ・学校図書館図書職員研修会に講師として参加
(8)	学校図書館に対して、リクエスト貸出及び長期貸出を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・リクエスト貸出冊数 (小学校/中学校) H29…7,923 冊 (4,849 冊 / 3,074 冊) H30…7,790 冊 (5,171 冊 / 2,619 冊) R1 …7,140 冊 (4,892 冊 / 2,248 冊) R2 …8,200 冊 (5,262 冊 / 2,938 冊) ・長期貸出冊数 (小学校のみ) H29…11,640 冊 H30…12,280 冊 R1 …12,520 冊 R2 …12,640 冊
(9)	県立図書館等と連携して、情報交換会や研修会へ参加し、司書の資質の向上に努めた。コロナ禍以降は、オンライン参加などの新たな試みも行った。	

赤ちゃんに絵本を手渡すブックスタート事業を継続し、保護者が赤ちゃんと向き合い乳幼児期から絵本を通して、ふれあいの時間を過ごすための環境を引き続き整備する必要がある。図書館と健康対策課、ボランティア団体等の様々な機関が連携・協力しブックスタート事業を行うことにより、乳幼児が言葉を獲得するきっかけ作りを行った。また、ブックスタート事業に続き、セカンドブック等のブックス

タートフォローアップ事業について調査、研究を行うとともに、ブックスタート絵本や市立図書館の活用について啓発することが求められている。

セカンドブック等のブックスタートフォローアップ事業については、実施候補が1歳6か月児検診・3歳児検診の場となるが、保護者アンケートで、検診にかかる時間を短くしてほしいとの要望が多く出ている。また、事業課（健康対策課）においてもコロナ禍で滞在時間を短くするため工夫しているところであり、新たにブックスタートフォローアップ事業を実施する場合、現状の体制では時間的に困難だという課題がある。

近年、急速に普及している電子書籍を読書活動の推進に活用することも研究課題となっている。電子書籍も含めて、ICT化が進行している中で、全国的にWi-Fi環境を整備した図書館が増加をしているが、市立図書館には、Wi-Fiが設置されていない。ICTを利用した新しい形の読書について調査・研究を行う必要がある。

2.2 児童文化センターの取組と課題

取組状況														
(1)	子どもと保護者が一緒に楽しめる読書環境づくりに努めた。	<ul style="list-style-type: none">「えほんとわらべうた」毎週水曜日実施「お話会」月3回実施 (ボランティア団体との共催あり)図書室のレイアウトを一新し、環境づくりを実施												
(2)	ボランティアと連携して、「おはなし会」などのサービスを行った。	<ul style="list-style-type: none">主催事業「おはなしひろば」毎月第3土曜日実施共催事業「おはなしのへや」(主催：朗読ボランティア火曜の会)毎月第2日曜日実施共催事業「だくちるおはなしかい」 (主催：おはなしグループだくちる) 毎月第4土曜日実施												
(3)	妊婦対象に「おはなし（マタニティプラネタリウム）会」を実施し、家庭での読書環境づくりの啓発を図った。	<ul style="list-style-type: none">マタニティプラネタリウム事業による絵本の読み聞かせの実施 <table><tbody><tr><td>H29</td><td>年4回</td><td>参加者62名</td></tr><tr><td>H30</td><td>年2回</td><td>参加者57名</td></tr><tr><td>H31</td><td>年2回</td><td>参加者21名</td></tr><tr><td>R2</td><td>年2回</td><td>参加者17名</td></tr></tbody></table>	H29	年4回	参加者62名	H30	年2回	参加者57名	H31	年2回	参加者21名	R2	年2回	参加者17名
H29	年4回	参加者62名												
H30	年2回	参加者57名												
H31	年2回	参加者21名												
R2	年2回	参加者17名												
(4)	就学前児童の読書環境を整えるため、幼稚園、保育所への団体貸出を	<ul style="list-style-type: none">団体貸出の実施（隨時）団体指導												

	強化とともに、保育士及び保護者の読書への関心を高めるため、講演会等を通して啓発を行った。	保育士研修会へ講師として参加 (H29) ・絵本・わらべうたについての講演会 ・市内保育園・幼稚園・子育てサークルに講師として参加 (H29・H30・H31・R2・R3)
(5)	移動図書館車の巡回による図書の提供を行った。	・図書巡回車「おおぞら号」による市内小中学校の特別支援学級への巡回 <貸出冊数> H29…29校 合計 6,566 冊 H30…29校 合計 6,055 冊 H31…29校 合計 6,319 冊 R2 …29校 合計 3,456 冊
(6)	市立図書館、学校図書館等の関係機関との間での相互貸借をはじめとする連携・協力を努めた。	・団体貸出、レファレンスの実施 (随時) ・学校図書職員研修会に参加協力
(7)	市立図書館等と連携して、情報交換や研修の機会を設け、司書の資質の向上を図った。	

2.3 子育て支援センターの取組と課題

- (1) 毎日、複数回、絵本の読み聞かせや絵本の読み方の紹介を行った。
- (2) 子育てサークルの定例会などに出かけていき、絵本の読み聞かせ、パネルシアター、大型紙芝居などを行った。

蔵書数が少ないなど、十分なサービスが提供できていない場合がある。

2.4 なかよし学級（放課後児童クラブ・学童保育）・児童館の取組と課題

- (1) 週1回から2回程度、指導員による読み聞かせを行った。
- (2) 団体貸出を利用して読書環境の充実に努め、児童の読書への興味関心を高めるとともに読書の機会を提供した。

活動時間が短いため、十分なサービスができない場合があることが課題である。

2.5 公民館の取組と課題

第3次計画では、読書活動推進が主たる業務の一つである図書館等と同様に直接的な形で取り組む施設と位置付けられていた。

公民館では図書購入費を予算措置しておらず、図書の充実を図ることが難しい。また、図書専用コーナーが設置されていないなど、読書活動を推進する施設としては脆弱である。このような環境下ではあるが、蔵書数の不足については、市立図書館の移動図書館車による巡回サービスや児童文化センター等の団体貸出を活用して補い、子どもの読書活動を推進してきた。

公民館は、貸館機能中心のコミュニティセンターに移行する自治体が増加している。米子市においても令和4年度から、所管が教育委員会から市長部局へ移管され、これまでよりも「まちづくりの拠点」としての性格が強くなるが、これまでの取組が後退しないようにしなければならない。また、域内の読書ボランティアの活動の場を確保するための「貸館事業」は、現在、行われていない。新たに読書ボランティアの活動の場を確保することが求められている。

- (1) 地域の読書ボランティアの協力により読み聞かせを行っているが、ボランティアの高齢化が進んできた。新たなボランティアの発掘や研修会等で人材育成を行うことが重要となってきた。
- (2) 地域で活動している読み聞かせサークルの方や鳥取県の「子ども読書アドバイザー」と連携し、読書活動の支援を実施した公民館がある一方で、全く活用していない公民館もあった。鳥取県が予算化しているので、制度の周知を図りたい。
- (3) 市立図書館の移動図書館車による巡回サービスや児童文化センター等の団体貸出を活用して蔵書数が少ないことを補っている。

3 学校等の取組と課題

3.1 学校の取組と課題

全ての子どもの読書活動を支援し、読書指導を充実することにより、読書量を増やす。読書量のみではなく、読書の質を高めていくことが学校に求められる役割であることを踏まえて読書活動推進に取り組んだ。特に朝の始業時間前に読書の時間を設ける「朝の読書」の活動は、不読率の改善という観点から、全校一斉の読書活動は効果的である。

文部科学省は、学級数に応じて学校図書館の蔵書数の目標を定めた「学校図書館図書標準」を設定している。学校で適正な図書資料数となるように学校図書館長（学校長）の下、図書標準の達成に向けて図書資料の充実を図る必要があるが、図書標準冊子数の目標を達成するために情報の古い図書が多い学校もある。学校図書館資料が常

に利用価値のある図書であるためには、計画的な資料収集だけではなく、計画的な資料廃棄が必要となる。

- (1) 主体的な学習に対応するため、学校図書館の学習情報センターとしての機能の充実や活用に努めるとともに、読書の喜びや楽しさを感得させ、豊かな心や感性を育成するため、各教科の領域や指導とリンクした図書館の活用を行った。
- (2) 小・中学校の「朝の読書」や図書資料を活用した調べ学習を継続し、読書の幅を広げ、質を高める取組の充実を図った。
- (3) 学校の授業等の機会を捉え、ボランティアによる読み聞かせ等を推進するとともに教職員による読み聞かせイベントを実施した。
- (4) 学校の授業等の機会を捉え、ボランティアによる読み聞かせなどを推進した。その際には、市立図書館から貸出を受けた学校図書も活用した。
- (5) 家庭と連携したノーテレビデーや家読（うちどく）の取組の充実に努めた。

令和2年度から、学校司書の夏休み中の勤務が可能となった。学校図書館を夏休み中に地域の子ども（公民館、なかよし学級などを利用する子ども）に開放することで、読書活動の推進を図っていく。夏休み中の学校図書館開放が課題となっている。

3.2 幼稚園・保育所・認定こども園の取組と課題

- (1) 発達にあった絵本選び、子どもたちが絵本やおはなしを理解し、楽しさを感じられるように読み聞かせを実施し、本に親しむ機会を提供した。
- (2) 子どもたちにいろいろな分野の絵本に触れさせてことで知識を得たり、人の気持ちを感じたりする経験から、言語・表現活動の充実に役立てる保育を実践した。また、絵本の貸出を通して家庭と連携を図り、心豊かな感性を育成した。
- (3) 講演会の開催やおたよりの発行等を通して、絵本の楽しさを伝える啓発活動を実践した。

乳幼児期の親子の絆を深めるために絵本の貸出を行っているが、家庭での読書活動には差が見られる。市立図書館や児童文化センターとの連携が少ないことが今後の課題である。

4 支援が必要な子どもたちへの取組と課題

- (1) 子どもの特性を理解し、集中できる環境を整えて絵本の読み聞かせを実施した。
(子育て支援課)
- (2) 児童文化センターの「おおぞら号」の巡回を活用した、支援が必要な子どもの

読書活動の充実を図った。（学校教育課）

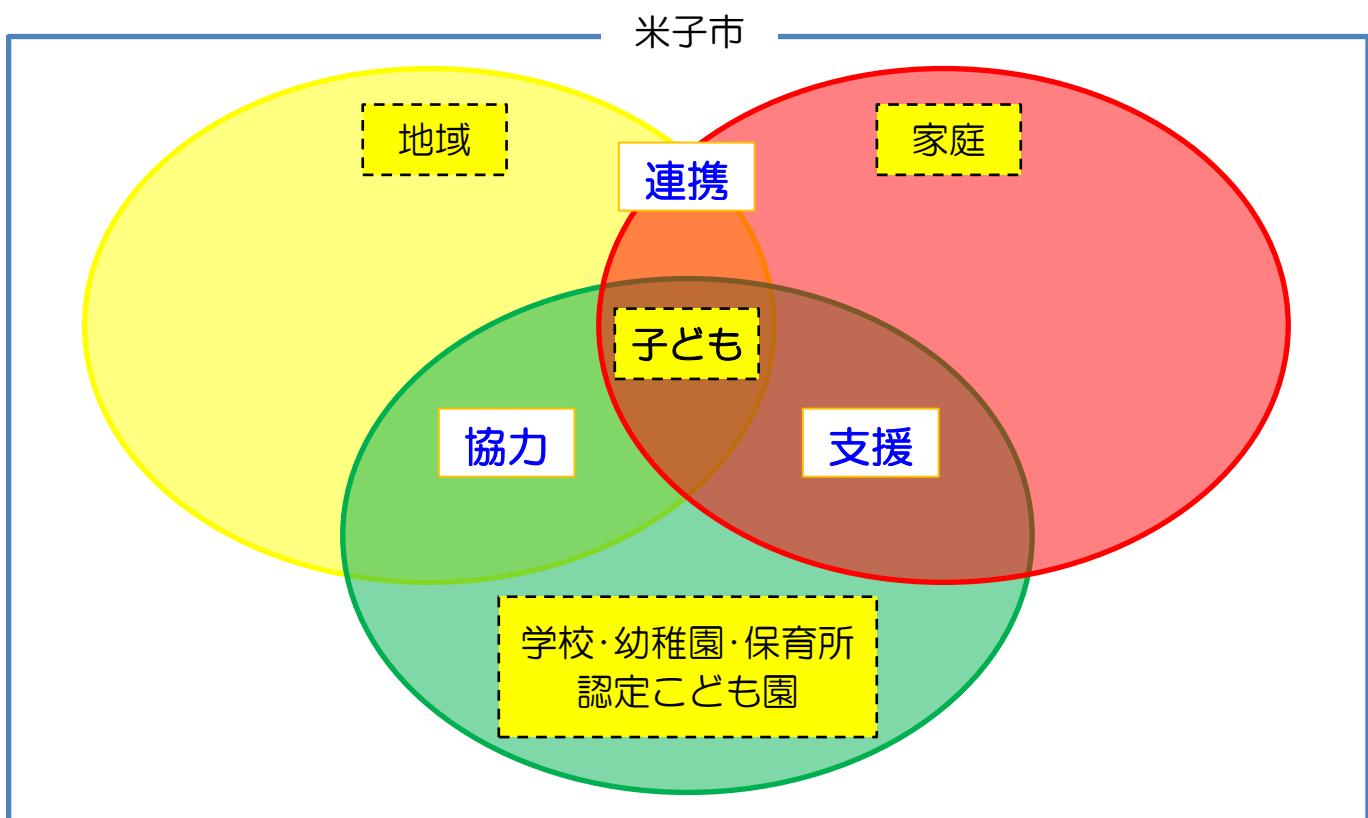
(3) 特別支援学校の図書館見学等を積極的に受入れた。（市立図書館）

(4) 鳥取大学医学部附属病院院内学級へ出張読み聞かせを行った。また、市内の希望する小児科医院に対して図書を選書し、団体貸出を行った。

(5) 点字図書などの資料を収集し、音声読書機、拡大読書機などの機器を整備し、子どもたちへの読書活動の支援を行った。（市立図書館）

本文の文字と画面が同期をしているマルチメディアデイジーの活用は、活字だけでは、文の内容を理解しづらい人に有効である。デジタル情報であるため、弱視者が使いやすいレイアウトや文字サイズに容易に変更することができる。また、外国語で書かれた書籍を翻訳したり、書籍を読み上げたりすることができる簡単な操作で可能なことから、早期の導入が望まれている。マルチメディアデイジー導入のための調査・研究を行う必要がある。

子どもの読書活動推進ビジョン推進体制図

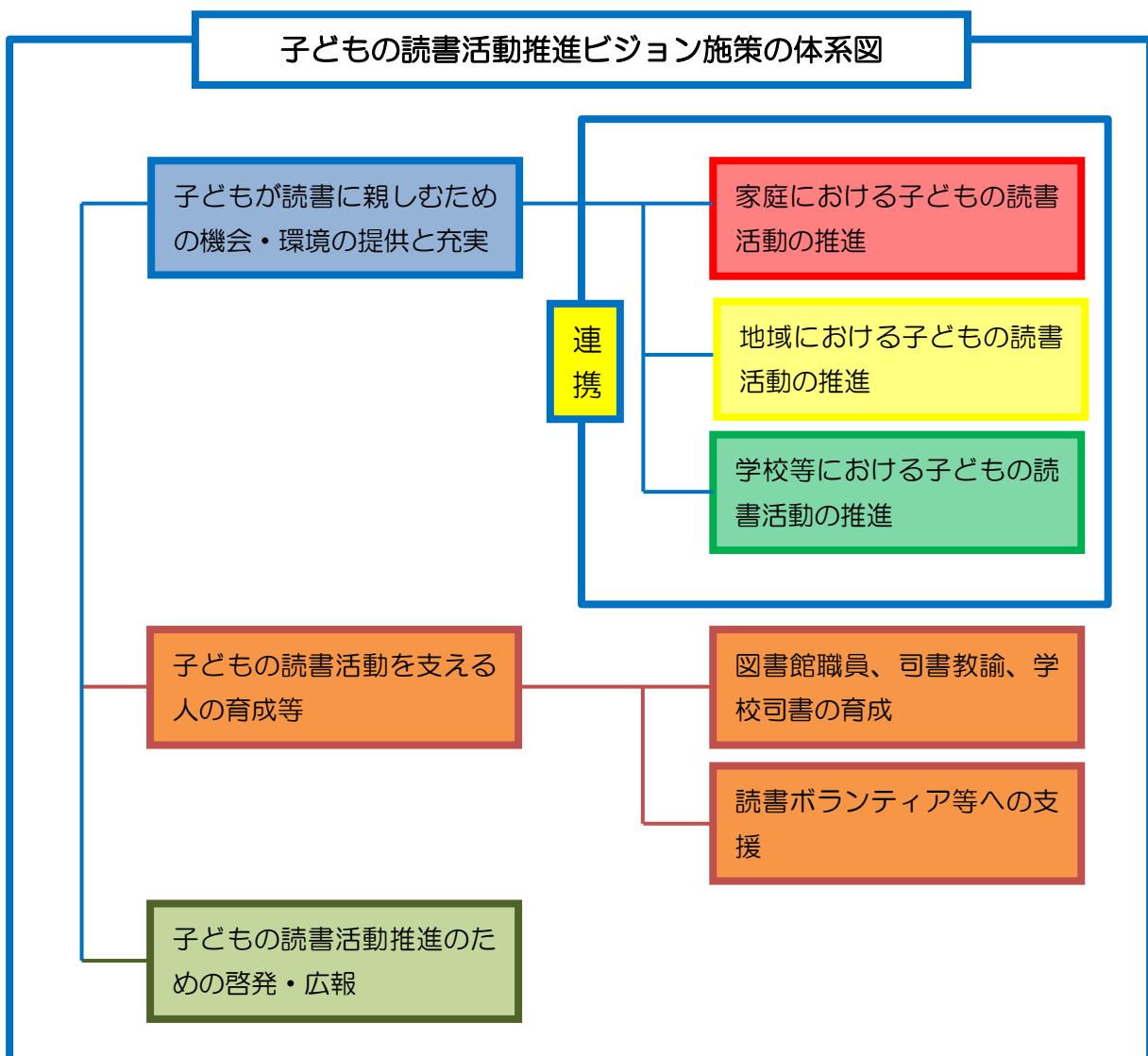


第3章 家庭・地域・学校等における推進のための具体的方策

発達段階に応じて子どもが読書習慣を身に付けるための取組を行う必要がある。子どもが読書を好きになり、自ら進んで読書をするようになるには、乳幼児期から発達段階に応じた取組を行わなければならない。

- (1) 幼稚園・保育所等の時期（おおむね6歳頃まで）
- (2) 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）
- (3) 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）
- (4) 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

子どもたちが日々の生活の中で読書をする姿が当たり前となることを目指して家庭・地域・学校等が子どもの読書に親しむ機会の充実を図り、子どもの読書活動の習慣化に向けて以下の施策に基づいて子どもの読書活動を推進する。



1 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもが読書習慣を身に付けるには、乳幼児期から日常的に本と親しむことがとても大切である。そのためには、保護者や周囲の大人が読書の重要性を理解し、関わっていくことが必要となる。特に家庭では、保護者の子どもの読書への関わり方が子どもの読書活動へ影響を与えると言われている。また、乳幼児期は、大人の子どもへの語りかけや、絵本の読み聞かせなどによって親子の絆が深まり、本と親しむことによって、子ども読書活動の基礎が作られていく。

米子市では、子どもの発達段階に応じて読書に親しむ機会を提供するため、読書活動の推進に取り組む。

(1) 子どもを取り巻く大人の支援

乳幼児の保護者向けに、親子のスキンシップの一つとして、絵本の読み聞かせなどを学ぶ学習講座を開催して本に親しむ環境をつくる。

(2) ブックスタートの取組

乳幼児への読み聞かせの体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡すブックスタート事業を継続し、保護者が赤ちゃんと向き合い、乳幼児期から絵本を通して、ふれあいの時間を過ごせるよう取り組む。

(3) 家庭での読書活動の支援

おすすめの本リストの作成・配布や出前講座等を開催する。絵本選びの参考となる資料の充実など、保護者等の大人に向けた働きかけ、家庭での読書活動を支援する。

(4) 読み聞かせの取組

読み聞かせは、子どもの読書に関する関心を引き出し、絵本や物語に親しみ、読書活動の習慣化を図ることができるといった読み聞かせの効果について啓発を行う。

(5) 親子が参加できるイベントの開催

市立図書館の児童コーナーでは、読書ボランティアの協力を得ながら、定例の「おはなし会」を開催する。「子ども読書の日」や「図書館まつり」等の行事においても「おはなし会」や「絵本づくり」などの親子で参加できる催しを積極的に開催する。

【数値目標】

- ・おはなし会（マタニティプラネタリウム）への参加者数

R2 17人 → R8 25人（約20%増）

2 地域における子どもの読書活動の推進

子どもたちが本に親しみ、本の世界を楽しみながら個性を伸ばし、想像力を養つていけるよう、市立図書館は、選書や各種サービスによって、読書環境の整備、充実に努めるとともに、子どもたちが読書活動を習慣とし、自由に読書活動を行うことができるよう支援を行う。

児童文化センター、なかよし学級、児童館、公民館、子育て支援センター、地域の子育てサークル等の子どもに身近な施設や法人で、おはなし会、読み聞かせ等を行い、本に親しむ機会の提供に努める。

2.1 市立図書館における読書活動の推進

読書の専門機関として、子どもの読書活動推進のため、専門的人材の育成を含め、様々な取組を行い、計画の推進と支援を行う。

図書館では児童書の核である基本書を中心に、長い間子どもたちに受け継がれた絵本や物語から、興味や関心に応え、知識を深める図鑑等のノンフィクションに加え、人気の本や流行の本など、児童書、ヤングアダルト向け図書のさらなる充実を図る。

乳幼児向けおはなし会や幼児から小学校低学年を対象としたおはなし会を定期的に行う。また、三季休等に小学校中学年・高学年向けのおはなし会を開催し、様々な年齢の子どもがおはなし会を楽しめる機会を提供する。

また、「子ども読書の日」や「図書館まつり」等の行事を活用して、図書館への来館を促し、読書意欲を高める環境を整備し、読書が子どもたちにとって魅力のあるものとなるように努める。

学校との連携・協力をさらに強化するため、調べ物学習用図書の充実や学校図書館向けへの「長期貸出」参考となるように新刊図書館リスト等の作成を行う。学校司書、ボランティア団体に研修を行い、学校図書館の活性化を支援する。図書館見学や職場体験の受け入れを通して、図書館が身近なものになるように努める。

子どもの読書活動を推進するには、ボランティアの方々の存在が欠かせない。引き続きボランティアの活動支援、研修会、情報交換などを行い、連携・協力関係を強化する。

障害者差別解消法が施行され、障がいの有無にかかわらずお互いを尊重し共生できる社会の実現が求められている。図書館においても利用に障がいがあり、支援が必要な子どもは多く、その障壁を取り除く取り組みが急がれている。障がいの有無にかかわらず誰もが理解しやすい言葉遣いや文書表現等を心がけた図書館の利用案内に取り組む。

また、令和元年6月に「障害者等の読書環境の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行され、令和2年7月には、読書バリアフリー法第7条に基づく「視

聴覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」の策定が努力義務とされ、図書館の役割として図書の充実や体制の整備等についても明示された。

法律の趣旨に鑑み、市立図書館においても点字図書、大活字等の図書の充実や支援が必要な子どもたち読書スペース等の利用環境の整備に努める。

支援が必要な子どもたち子どもたちに対して、特性に応じて図書館を利用し、読書に親しむことのできる支援を充実させる。

- (1) レファレンス、調べ学習、読書相談に積極的に対応する。
- (2) ヤングアダルトコーナーを充実させるとともにホームページ上で推薦図書の紹介を行う。
- (3) 移動図書館車の巡回及び貸出文庫によって市内全域へのサービス提供に努める。
- (4) 創意工夫した子ども向け行事を開催し、本に親しむ機会をつくる。
- (5) 子ども読書に関する講演会、講座などの事業を開催する。
- (6) 他市町村の図書館、学校、幼稚園、保育所、児童文化センターなどの子ども読書活動に関わる関連施設との情報交換及び連携を行う。
- (7) 学校図書館に対して、リクエスト貸出及び長期貸出について、豊富な資料を提供できるよう努めるとともに、研修会などにおいて人的支援を行う。
- (8) 近年、急速に普及している「電子書籍」の活用について調査・研究を行う。
- (9) 点字図書、大活字本、録音図書等の多様な図書の整備を行う。
- (10) 施設のユニバーサルデザイン化に努める。
- (11) 司書の資質・能力向上を図るため、図書館法第7条の規定に基づき継続的・計画的な研修を実施する。

【数値目標】

- ・学校図書館からのレファレンス件数（1年間）

H29 から R2 平均 853.7 冊 → R8 896 冊（約 5%増）

- ・ヤングアダルトコーナー図書数

R2 4,776 冊 → R8 6,276 冊（1,500 冊増）

- ・リクエスト貸出冊数（小学校/中学校/義務教育学校）

H29 から R2 平均 7,763.2 冊 → R8 8,151 冊（約 5%増）

2.2 児童文化センターにおける読書活動の推進

- (1) 言葉や心を育てる「絵本とわらべうた」を実施し、親子がふれあいながら楽しむ読書環境づくりに取り組む。
 - ・「えほんとわらべうた」毎週水曜日実施する。
 - ・「お話会」月3回程度実施する。
- (2) 読書ボランティアと連携して、「おはなし会」を実施する。
 - ・主催事業「おはなしひろば」毎月第3土曜日実施する。
 - ・共催事業「おはなしのへや」毎月第2日曜日実施する。
(主催：朗読ボランティア火曜の会)
 - ・共催事業「だくちるおはなしがい」毎月第4土曜日実施する。
(主催：おはなしグループだくちる)
- (3) 読書ボランティア育成と保護者への読書活動啓発のため、読み聞かせ講座を実施する。
- (4) 引き続き希望する団体に本を選書し、団体貸出を行う。
- (5) 保育士、保護者に読書への関心の啓発を図る。
- (6) 学校等に移動図書館車の巡回による本の提供を行う。
- (7) 毎月「としょしつだより」を発行し、新刊情報や読書に関する情報を提供する。
- (8) 館内において、学校等の希望団体へ「おはなし会」を随時実施している。
- (9) 大人を対象とした絵本やおはなしを楽しむ会を開催する。
- (10) 6ヶ月児健康診査時に行われる、ブックスタート事業の支援として、保護者を対象に絵本の読み聞かせや、絵本を通したふれあいの大切さについて啓発を図る。

- (11) 児童、生徒の施設見学やガイダンスを開催する。
- (12) 中学生や高校生を対象とした職場体験の受入れを行う。
- (13) 引き続き妊婦対象とした「おはなし会」を実施し、家庭での読書環境づくりの啓発を図る。
- (14) 市立学校、組合立学校の学校図書研修会に参加協力を行う。

【数値目標】

- ・移動図書館車による市立学校の特別支援学級への貸出冊数

R2 … 3,456 冊 → R8 … 4,147 冊（約 20%増）

2.3 子育て支援センターにおける読書活動の推進

- (1) 絵本の読み聞かせや絵本の読み方の紹介を継続し、親子が絵本やおはなしを樂

しむ機会を提供する。

- (2) 子育てサークルの定例会等に出かけて、出前の「絵本の読み聞かせ」・パネルシアター・大型紙芝居を行う。
- (3) 子どもたちへの読み聞かせを継続して、子ども読書活動の大切さを啓発する。
- (4) 市立図書館の移動図書館車による巡回サービスの支援を受けて、蔵書数の不足を補う。

2.4 なかよし学級（放課後児童クラブ・学童保育）における読書活動の推進

- (1) 指導員による読み聞かせを週1回から2回程度、実施する。
- (2) 児童文化センターの団体貸出を利用し、読書環境の充実に努め、児童の読書への興味関心を高めるとともに読書の機会を提供する。
- (3) 市立図書館等と連携して情報交換や研修の機会を設け、職員の資質の向上に努める。

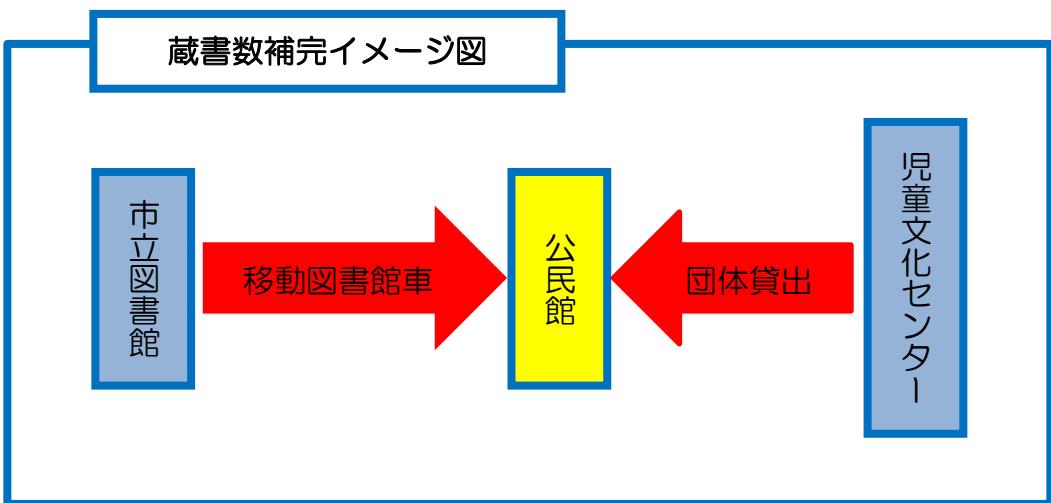
2.5 公民館における読書活動の推進

令和4年度から、所管が教育委員会から市長部局へ移管され、これまでよりも「まちづくりの拠点」としての性格が強い施設となる。

現在、公民館では図書購入費を予算措置しておらず、図書の充実を図ることが難しいが、蔵書数の不足については、市立図書館の移動図書館車による巡回サービスや児童文化センター等の団体貸出を活用して補い、引き続き子どもの読書活動を推進する取組を行う。この取組に加えて、新たに読書ボランティアの活動の場を確保するための「貸館事業」を行う。

- (1) 地域で活動している読み聞かせサークルの方や「鳥取県の子ども読書アドバイザー」による読書活動の支援を行う。
- (2) 子どもたちへの読み聞かせを継続し、子ども読書活動の大切さを啓発するとともに読書の習慣化に取り組む。
- (3) 蔵書数の不足については、市立図書館の移動図書館車による巡回や児童文化センターの団体貸出により補う。

※ 公民館の図書室は、子どもが本を借りることができる場所であるが、蔵書数、延床面積、図書室の運営方法などが29の公民館により異なっている。それゆえ、前述は、一般論であり、サービスの提供内容は、公民館により異なる。



3 学校における子どもの読書活動の推進

学習指導要領改訂により、情報を使う力である情報リテラシーの育成が求められていることから、学校全体として子どもの読書活動に取り組む必要がある。

引き続き学校図書館の活性化を図るために保護者や地域のボランティア等との連携の強化などにより、魅力ある学校図書館づくりを進める。さらに、市立図書館と学校図書館の連携・協力を深め、小・中学校で「朝の読書活動」や「授業中の図書館利用」を実施する。また、学校図書館の読書環境の整備や蔵書構成の充実に努める必要がある。

朝の始業時間前に全校一斉の読書活動の時間を設ける「朝の読書」の活動は、子どもの読書習慣を確立するとともに不読率の改善という点からも効果的であるので、取組を続ける。

電子書籍元年の平成22年以降、スマートホン、パソコン等のICT機器を利用した新しい形の読書が普及し始めてきた。以前は、メール、インターネット、SNSの利用が子どもの読書離れの要因の一つだという認識であったが、近年はICT機器の普及がめざましく、子どもたちが、ICT端末を利用する時間が増加をしてきた。第3次計画以前では、ノーメディアデーの取組を行っていたが、それを見直して、ICT機器の活用や電子書籍の利用について研究をするとともに可能なところから実践をしていく。例えば、これまで紙の図書のみで行っていた「朝の読書」などの取組についても子どもたちに紙の本と電子書籍を自ら選択できる環境を調べ、読書活動の推進を図る。

次に「読書の二極化問題」の解消についての取組である。

子どもの読書への関心を高めたり、読書の幅を広げたりするきっかけとして、例えば、マンガ、アニメ、ゲーム等の一般的な本以外のものの内容や作者に関連した

図書から紹介することを含めて、個人の読書経験や興味関心に寄り添いながら本を紹介することも読書への関心を高める有効な方法となるので、新たに取り組む。

子どもの読書活動を推進する推進するうえで、子ども自らが読書活動について学び、お薦めの本を選定して紹介したり、同世代の子どもを対象とした読書を広める企画を実施したりする「図書委員、子ども司書、読書コンシェルジェ（以下、図書委員等という。）」の活動が重要になる。自ら読書に関する理解を深めるとともに、図書委員等が読書活動の推進となり、自身の幅を広げる環境を調べ、委員会活動を支援する。また、子ども同士が読書について意見交換をすることも読書への関心を高める意識付けとなる。子どもたちが、複数の同じ本を読み、共通の本について自身の考えで話し合うことにより、自分と異なる視点を知ったり、自身の幅を広げたりすることができる。子どもが自ら主体的に読書活動に取り組むことも大切である。「読書会」、「ペア読書」、「ストーリーテリング」、「ブックトーク」、「書評合戦（ビブリオバトル）」や「アニメーション」を行う時間・場所を提供し、環境を調べるとともに子どもが主体的に読書活動に取り組むように導くことにより、子どもの読書への関心を高める。

- (1) 学校図書館の資料の充実を図る。
- (2) 「朝の読書」は、1日の始まりの読書により学習への気持ちの切替えなど、様々な効果があることが認識されている。すべての小中学校で「朝の読書」実施する。
- (3) 「朝の読書」の時間や休憩時間を利用して、読書ボランティアによる読み聞かせを行う。
- (4) 市立図書館から学期単位で貸出を受けた図書を「朝の読書」などに活用する。
- (5) 「子どもの読書週間」や「読書週間」に合わせてイベントを行うなど、子どもたちの活動によって読書活動を活性化させる。
- (6) 市立学校、組合立学校の学校同士で、情報交換を常に行い、図書館運営の活性化に努める。
- (7) 市立、組合立のすべて小学校、中学校に配置されている司書教諭や学校図書司書に対して研修を行い、能力の向上を図る。

4 子どもの読書活動に関わる人材の育成

子どもたちが、自主的に読書活動を行うためには、子どもの読書活動に関わる様々な大人たちの理解や協力が必要不可欠である。

司書教諭、学校司書の配置の充実や教職員の読書活動に関わる研修機会を確保する。また、読書活動推進のためには、ボランティア団体の活動も必要となる。市立図書館や学校等の読書活動の担い手の育成や読書ボランティアの育成に努める。ボランティアの広範囲な活動を促すとともにボランティアの支援に取り組む。

人材育成に係わる研修会等については、内容の見直しを行う。これまで米子市の研修は「読み聞かせ」中心で行われてきた。「読み聞かせ」についても引き続き取り組むが、子どもの読書への関心を高め、自ら主体的に読書活動に取り組むための「読書会」、「ペア読書」、「ストーリーテリング」、「ブックトーク」、「書評合戦」、「アニメーション」についての研修も開催する。

次に人材の配置については、学校図書館法で、12学級以上の学校に司書教諭を必ず配置することになっている。米子市では、12学級未満の学校を含めたすべての市立学校、組合立学校に学校司書を配置している。今後も継続して学校司書を配置するとともに研修会等を通して能力の向上を図る。

- (1) 読書ボランティアは、子どもの読書活動推進において重要な役割を担うとともに、地域における読書活動の一つの柱として、行政や他の団体と連携した活動を行う。
- (2) 学校図書館に関わる司書教諭、学校司書は連携して、学校図書館の運営にあたり、隨時行われる研修会に参加するなどして、能力の向上を図る。
- (3) 市内のボランティア団体の子どもの読書活動への取組状況を把握し、公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため、公民館等の公共施設の利用情報を提供する。
- (4) 公共性が高いと認められるボランティア団体の活動を充実させるために「子どもゆめ基金」をはじめとした助成制度の周知を図り、活動を支援する。

5 子どもの読書活動推進への理解・普及啓発

子どもの読書活動の推進に関しては、家庭、地域、学校等、子どもを取り巻く大人たちが、子どもの読書活動の意義や重要性を理解することが重要である。

子どもの読書活動に関して、社会の関心と理解を深めることが求められる。「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」などを通じて啓発を行ったり、優れた取組事例や優良な図書の紹介を行ったりする必要がある。

- (1) 子どもの読書活動の推進に関しては、家庭、地域、学校等の子どもを取り巻く大人たちへの周知を行う。
- (2) 「子ども読書の日」に合わせ、市立図書館で、イベントを開催する。
- (3) 子どもの読書活動に関する優良事例の紹介等の普及啓発活動を生涯学習課が行う。必要に応じて出前イベントを実施する。

6 子どもの読書活動推進へのＩＣＴの活用について

電子書籍元年の平成22年以降は、スマートホン、パソコン等のＩＣＴ機器を利用した新しい形の読書が急速に普及し始めてきた。

第3次計画以前は、メール、インターネット、ＳＮＳの利用が子どもの読書離れの要因の一つだという認識であった。しかし、近年はＩＣＴの進展と普及がめざましく、子どもたちが、ＩＣＴを利用する時間が増加をしてきている。第3次計画以前では、ノーメディアデーの取組を行っていたが本計画では、その文言を削除した。これまでの方針を転換し、ＩＣＴ機器の活用や電子書籍の利用を子どもの読書活動推進のために取り入れることとする。

これまで学校等が紙の図書のみで行っていた「朝の読書」などの取組についても子どもたちに紙の本と電子書籍を自ら選択できる環境を調べ、読書活動の推進を図る。電子書籍の利用やＩＣＴ機器を利用した新しい形の読書を取り入れていくためには、「Wi-Fi環境の整備」が必要になってくる。市立図書館は、鳥取県内の公立図書館の中で唯一Wi-Fiが設置されていない。全国的にWi-Fi環境を整備した図書館が増加をしてきている現状を踏まえて、Wi-Fi設置に向けた調査・研究を行う必要がある。

次に電子書籍は、本文の文字と画面が同期をしているデジタル情報であるため、子どもが使いやすいレイアウトや文字サイズに容易に変更することができる。また、外国語で書かれた書籍を翻訳したり、書籍を読み上げたりすることが簡単な操作で可能なことから、早期の導入が望まれている。ＩＣＴ機器を利用した新しい形の読書を取り入れていくためのインフラ整備という観点からもWi-Fi設置に向けた調査・研究を行う必要がある。

付録（用語説明）

あ

朝の読書

主に朝の授業が始まる前の時間に、全校で読書に取り組むこと。

アニマシオン

読書へのアニマシオンとは、子どもたちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え、自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等様々な形がある。

い

移動図書館車

図書館施設の十分でない地域などに図書資料を自動車に積んで、施設等を巡回し、一般貸出を行う車両のこと。

お

おはなし会

子どもを対象に昔話を語ったり、絵本の読み聞かせなどをを行ったりすること。

が

ガイダンス

利用方法や情報収集に役立つ初步的な説明、案内のこと。

拡大読書機

一般の印刷文字が小さすぎて判読できない弱視者や高齢者のために、文字を拡大してみせる機器のこと。

学校司書

専ら、学校図書館の職務に従事する職員のこと。

こ

子ども読書の日

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって制定された日。

子どもゆめ基金助成金

鳥取県の民間団体が実施する様々な体験活動や読書活動等への支援を行う基金による助成のこと。

さ

三季休

学校の夏休み、冬休み、春休みのこと。

し

司書

図書館職員のうち、図書館の管理・運営、資料の収集・整理・保管、閲覧・貸出・レファレンスサービス等の専門業務に従事するもののこと。このうち特に参考業務の専門職員をレファレンスライブラリアンということもある。

司書教諭

学校図書館法に基づいて設けられた、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うために置かれる専門的な職務を行うための教諭のこと。

書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を数分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなかったかを参加者の多数決で選ぶ活動のこと。

す

ストーリーテリング

語り手が昔話や創作された物語をすべて覚えて自分の言葉で語り聞かせ、聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動のこと。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体となって楽しむことができる。

せ

セカンドブック

ブックスタート事業後に自治体が乳児期や小学生を対象に「次の一冊」を贈る活動のこと。

そ

相互貸借

複数の図書館の間で相互に図書館資料等の貸借をする仕組みのこと。

た

対面朗読

目の不自由な方などに、朗読者が対面しながら希望の資料を読むこと。

団体貸出

図書館などが地域や職場の団体やグループなどに図書資料をまとめて貸出すこと。

て

点字図書

点字で書かれた資料のこと。

で

電子書籍

紙とインクを利用した印刷物ではなく、電磁的に記録をされた情報コンテンツのこと。電子ブック、デジタル書籍という場合もある。

と

鳥取県子どもアドバイザー事業

鳥取県が子どもの読書に関する専門的な知識、読み聞かせ等の豊富な経験を持つ人材を学校、保育園等の保護者研修会などに派遣している事業のこと。

ど

読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う活動のこと。その場で本を読む方法。事前に読んでくる方法、1冊の本を順番に読む方法の3つに大別される。この取組により、新たな本の魅力に気付き、より深い読書につなげることができる。

の

ノーメディアデー

学校、PTAが協力して、テレビ・ビデオ・ゲーム・インターネット・携帯電話・スマートホンなどの利用ルールを家庭内で決めて、そのルールを守るとともに、家族との会話を増やすなどコミュニケーションの時間を大切にする取組のこと。

は

パスファインダー

資料・情報を収集する際に検索方法をまとめたもののこと。

ぶ

ブックトーク

相手に本の興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介すること。

ブックスタート

赤ちゃんと保護者が、絵本を介して、心ふれあう時間を持つきっかけを届けるために、自治体が行う絵本等を贈る活動のこと。

ブックレット

小冊子のこと。

付録

①図書に添えられている別刷りの冊子のこと。②児童向けの雑誌等で「おもけ」として工作材料やおもちゃを付けること。③図書の本文を補うために末巻に付される関連論文、解説、図表等のこと。

ペ

ペア読書

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラスなど様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動のこと。この取組により読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。

ま

マルチメディアディジー

本文の文字や画像が音声と同期している電子書籍のこと。容易に使いやすいレイアウトに変更することができるため、弱視者、高齢者、活字だけでは文の内容を理解しづらい人に有効なコンテンツ。

も

文字・活字文化の日

文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、知的で豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的として、文字・活字文化振興法により定められたもののこと。

や

ヤングアダルトコーナー

主に中学生、高校生に当たる思春期の子どもたち向けにそろえられた図書コーナーのこと。

れ

レファレンス

図書館利用者が求める資料や情報に対して図書館職員が当該資料や情報を提供すること。

ろ

録音図書

朗読等の音声を記録媒体に記録した図書のこと。

資料1

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

資料2

文字・活字文化振興法

平成17年7月29日 法律第91号

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようになるため、その教育の課程の全体を通して、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外國語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十二条 国民の間に広く文字・活字文化についての关心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

資料3

米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定により策定する米子市子どもの読書活動推進ビジョン(第4次計画)(以下「推進ビジョン」という。)の案について検討するため、米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、推進ビジョンの案及び当該推進ビジョンの案の作成に関し必要な事項について意見を取りまとめ、これを教育委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 各種関係団体を代表する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下単に「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、教育委員会が招集する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月8日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

資料 4

図書館法

昭和 25 年 4 月 30 日 法律第 118 号

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 公立図書館(第十条—第二十三条)

第三章 私立図書館(第二十四条—第二十九条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関する必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。)である市町村にあつては、その長又は教育委員会)に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条 削除

第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館(第十五条において「特定図書館」という。)にあつては、当該特定地方公共団体の長)が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長)が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参考するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条 削除

第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十一条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

附則

(略)

資料5

学校図書館法

昭和28年 法律第118号

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部を含む。)及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。)において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。)をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。